

全国健康保険協会山形支部
令和7年度 第3回評議会

日時：令和8年1月20日（火）10時～
場所：JA山形市本店ビル 4階会議室

評議員名簿（五十音順・敬称略）

<学識経験者代表>

- 伊藤 陽介（いとう ようすけ）
浜田・伊藤法律事務所 弁護士
- 保科 敦子（ほしな あつこ）
山形銀行健康保険組合 常務理事
- 吉原 元子（よしわら もとこ）
国立大学法人山形大学人文社会科学部 准教授

<事業主代表>

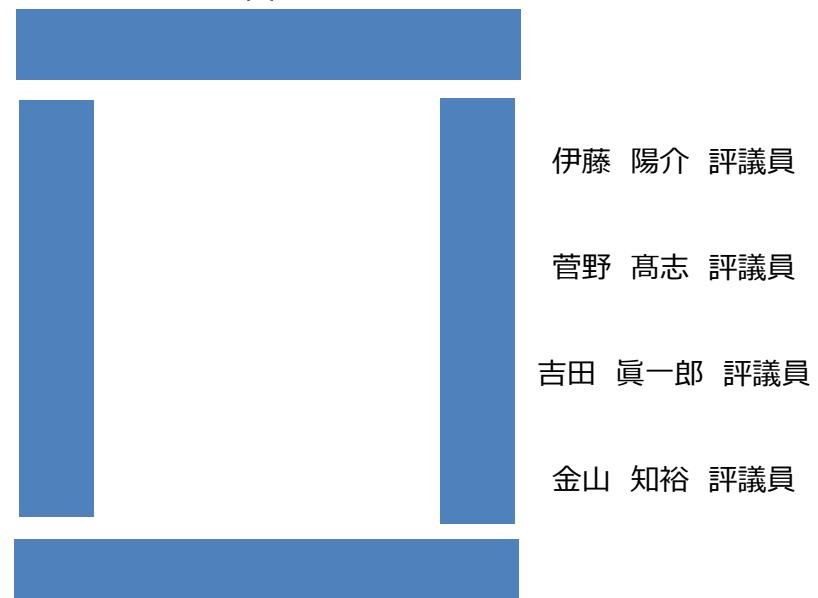
- 金山 知裕（かねやま ともひろ）
ヤマリヨ株式会社 代表取締役会長
- 菅野 高志（かんの たかし）
株式会社杵屋本店 代表取締役社長
- 吉田 真一郎（よしだ しんいちろう）
株式会社吉田段ボール 代表取締役会長

<被保険者代表>

- 小沼 香奈恵（こぬま かなえ）
山形市農業協同組合 総務課 課長代理
- 齋藤 佳彦（さいとう よしひこ）
一般財団法人山形市都市振興公社 次長兼総務課長
- 水澤 孝秀（みずさわ たかひで）
日本労働組合総連合会 山形県連合会
地域対策部長（新庄最上地域協議会事務局長）

配席表

吉原 元子
評議員



議事次第

1. 令和8年度山形支部健康保険料率
2. 令和7年度上半期事業実施状況報告、令和8年度山形支部事業計画（案）及び
令和8年度山形支部保険者機能強化予算（案）

令和7年度第3回評議会でご審議・ご意見いただきたい事項

- 令和8年度山形支部健康保険料率についてご審議いただき、ご意見を賜りたい。
- 令和7年度上半期の事業実施状況を踏まえて、令和8年度山形支部事業計画（案）及び山形支部保険者機能強化予算（案）についてご審議いただき、ご意見を賜りたい。

1. 令和8年度山形支部健康保険料率

令和8年度平均保険料率

- 運営委員会における議論等を踏まえた協会としての対応は、次のとおりです。
 - ①平均保険料率 : 10.0% → 9.9%
 - ②保険料率の変更時期：令和8年4月納付分から
- 令和8年度の平均保険料率については、本年9月10日開催の第137回運営委員会において、計31パターンの「5年収支見通し」や「今後の保険料率に関するシミュレーション」を示し、議論を開始しました。
- 本年10月に開催した支部評議会において令和8年度平均保険料率について議論いただき、全支部より評議会意見の提出がありました。意見としては、「平均保険料率10%維持」が27支部、「引き下げるべき」が1支部、「平均保険料率10%維持と引き下げの両論」が19支部でした。
- 本年11月28日開催の第138回運営委員会では、「今後の保険料率や準備金の在り方についての検討の視点」として、中長期的に安定した財政運営が可能と見込まれる水準等の検討の視点について、丁寧に説明しました。
- 本年12月23日開催の第139回運営委員会では、事務局からこれまでの議論における意見や厚生労働省から保険料率について検討するよう要請があったこと等について説明のうえ、委員長から各運営委員にあらためて意見を確認しました。一通り意見が出揃ったところで、北川理事長より令和8年度平均保険料率に関する考えを述べました。
- ここまで議論を踏まえ、委員長から「本委員会のこれまでの議論や、理事長からお話をあった協会けんぽをめぐる様々な状況等を踏まえ、運営委員会としては、令和8年度の平均保険料率は9.9%ということで取りまとめたいと思いますがよろしいでしょうか」と発言があり、運営委員の皆様から特段の異論がなかったことから、運営委員会としての意見がとりまとめられました。

<北川理事長発言要旨> (1 / 2)

- 令和8年度平均保険料率に関する真摯なご議論に感謝申し上げます。
- 本運営委員会や各支部評議会においても、平均保険料率につきましては、様々なご意見を頂戴しました。
- 特に、引き下げるべきとのご議論の中では、
 - 「中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、保険料率の引き下げも検討すべきではないか」
 - 「わずかでも保険料率の引き下げの実現があれば、医療保険制度に対する納得感や信頼が高まるのではないか」
 - 「現役世代の可処分所得を少しでも増やすことが重要であり、保険料率の引き下げは一つの方法と考えるべきではないか」

といったご意見を頂戴しました。
- 一方で、維持やむを得ないとのお立場からは、
 - 「物価の高騰や人件費の増加等により、今後とも医療費が伸びていく可能性を踏まえると、10%維持はやむを得ないのではないか」
 - 「社会経済状況の先行きが不透明のなか、中長期的に安定した財政運営を行うためには、保険料率の引下げは慎重に考えるべきではないか」
 - 「平均保険料率10%を維持するという考え方のもとで、中長期的な財政運営が可能となるよう、保険料率や準備金の在り方の判断基準を検討していくべきではないか」

といったご意見を頂戴しました。
- 協会としては、中長期的に安定した財政運営を目指し、できる限り長く平均保険料率10%を超えないようにする、との基本的な考え方をお伝えしてまいりましたが、それは保険者として国民皆保険制度の根幹たる医療保険制度の持続可能性を最大限堅持すべきとの立場からのものであります。

<北川理事長発言要旨> (2/2)

- ・ 他方、現在、医療保険を含む我が国社会保障制度の持続可能性の拡充の立場から、全世代型社会保障制度の実現に向けた改革が進められており、特に本年末に向け、厚生労働省の各審議会においても、高齢化や医療費の増大を見据え、現役世代への負担の軽減をはじめとした、世代間・世代内での負担能力に応じた新たなあり方に向けた議論が重ねられているところです。
- ・ これらは、大きく変化する国際情勢における政治経済環境・安全保障環境も含め、わが国における物価高や少子高齢化による人手不足、産業構造の変化、金利ある経済への復帰等、日本経済が新たなステージに移りつつある現状認識が改めて問われているものと考えております。
- ・ そうした中で、政府方針としても、
 - 先日、閣議決定された「令和8年度予算編成の基本方針」（令和7年12月9日閣議決定）では、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要であり、全世代型社会保障の構築を通じ、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る」とされています。
 - 加えて、先ほどご紹介しましたが、今般、厚生労働省からも、保険料率について検討していただきたい旨の要請があったところです。
- ・ 協会としての基本的な考え方にはささかも変わりはございませんが、令和8年度の平均保険料率につきましては、皆様からのご意見やこうした状況を総合的に判断し、0.1%の引き下げを行い、9.9%にすることとしたいと思います。
- ・ これまでの毎年の検討においても、行ってまいりましたが、今後とも、毎年10年程度の見通しを踏まえた財政状況を確認しつつ、引き続き、保険料率や準備金の在り方についての議論を深めていきたいと考えています。
- ・ また、今年度、協会としても、長期運用への取り組みを開始したことと合わせ、準備金のあり方についての検討・議論を始めたところです。今後、こうした取り組みをさらに深化させるとともに、ご意見を頂戴している、保険料率の引き上げについてのメルクマール等の議論についても、あるべき姿として議論を継続してまいりたいと考えております。

<事務局説明（厚生労働省要請）>

- ・ 協会けんぽにおいては、安定した国庫補助率の下で、この10年以上、保険料率が10%（労使計）で維持されるとともに、予防・健康づくりへの積極的な取組や安定的な経営を実現するための関係者の努力により、財政運営も健全化し、十分な積立金も確保されていることに敬意を表します。
- ・ もとより、協会けんぽの料率は、医療費の状況や賃金の伸びなど、様々な要素を勘案した上で、運営委員会で真摯に御議論いただき、自主的・自律的に決定されるものと認識しています。
その上で、これまで努力の成果を加入者の皆様に還元する等の観点から、以下の点について御検討をお願いします。
- ・ 現在、全国平均10%となっている医療保険料率について、医療費の動向等により、料率の頻繁な変更が必要となるなど将来の財政運営に支障を生じない範囲で、「総合健保」の保険料率が平均で約9.9%であることも踏まえて、具体的な保険料率を検討していただきたい。

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度		2025 (R7) 年度		2026 (R8) 年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (2025年12月) (b)	2025-2024 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (2025年12月) (c)	2026-2025 (c-b)		
収入	保険料収入	106,490	110,631	4,142	111,696	1,064	2012-2025年度保険料率： 10.00% 2026年度保険料率： <u>9.90%</u>	
	国庫補助等	11,690	12,383	693	11,798	▲ 584		
	その他	346	449	103	485	36		
	計	118,525	123,463	4,938	123,979	516		
支出	保険給付費	72,552	75,138	2,586	76,913	1,775		
	前期高齢者納付金	12,863	12,938	75	12,048	▲ 890		
	後期高齢者支援金	23,332	24,891	1,559	25,618	727		
	病床転換支援金	0	0	0	0	0		
	その他	3,193	3,924	731	4,263	339		
	計	111,939	116,891	4,951	118,841	1,951		
単年度収支差		6,586	6,572	▲ 13	5,137	▲ 1,435		
準備金残高		58,662	65,234	6,572	70,371	5,137		
※(内数)		8,856	9,074	218	9,353	279		

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

- 政府予算案を踏まえた2026（令和8）年度の収支見込は、平均保険料率を9.9%（10.0%→9.9%）とする前提のもとで、収入（総額）が12.4兆円、支出（総額）が11.9兆円と見込まれ、単年度収支差は5,137億円の見込みです。

（1）収入の状況

収入（総額）は、2025（令和7）年度（直近見込）から516億円の増加となる見込みです。

- 「保険料収入」について、主に標準報酬月額の増加により1,064億円増加する見込みです。平均保険料率を引き下げた影響（10.0%→9.9%）は▲1,130億円です。
- 「国庫補助等」について、国庫特例減額が時限的に500億円増となる等の影響により584億円減少する見込みです。

（2）支出の状況

支出（総額）は、2025（令和7）年度（直近見込）から1,951億円の増加となる見込みです。

- 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等により1,775億円増加する見込みです。
- 「高齢者医療への拠出金等」について、後期高齢者支援金の概算額が増加するものの、前期高齢者納付金が減少することにより163億円減少します。

（3）収支差と準備金残高

2026年度の「収支差」は、2025年度（直近見込）より、1,435億円減少して5,137億円になる見込みです。

2026年度末時点の準備金残高は7兆371億円の見込みです。

2025年12月24日大臣折衝事項抜粋

(全国健康保険協会(「協会けんぽ」)に対する国庫補助に係る特例減額の控除額の時限的引上げ) ↗

協会けんぽにおいては、法制上「当分の間」とされている国庫補助率の設定(16.4%)が10年以上に渡って継続していること等も背景に、足元では健全な財政運営が定着しており、準備金も法定準備金を大きく超過して積み上がっていることを踏まえ、医療保険料率の引き下げ(▲0.1%)と併せ、国庫補助の在り方について見直しを講ずる。 ↗

具体的には、国庫補助に対する特例減額の措置(※)が平成27年度から行われているところ、剩余金(単年度収支差)がプラスとなった平成22年度の翌年度である平成23年度から平成26年度までの間、現行の特例減額の措置が行われていたと仮定した場合の控除額(約9,148億円×16.4% = 約1,500億円)を令和8年度から令和10年度までの3年間の特例減額の控除額に上乗せすることとする(各年度約500億円)。 ↗

※ 前年度末における準備金の額から前々年度までの準備金の額等を除いた額(前年度において増加した準備金に相当する額)に、控除率16.4%を乗じた額を国庫補助額から控除する措置。 ↗

また、当該時限措置終了後の医療保険料率を含めた保険財政運営の在り方については、令和10年度までの間において、国庫補助率の見直しと併せ、持続的な保険財政運営の観点から必要な検討を行い、結論を得ることとする。 ↗

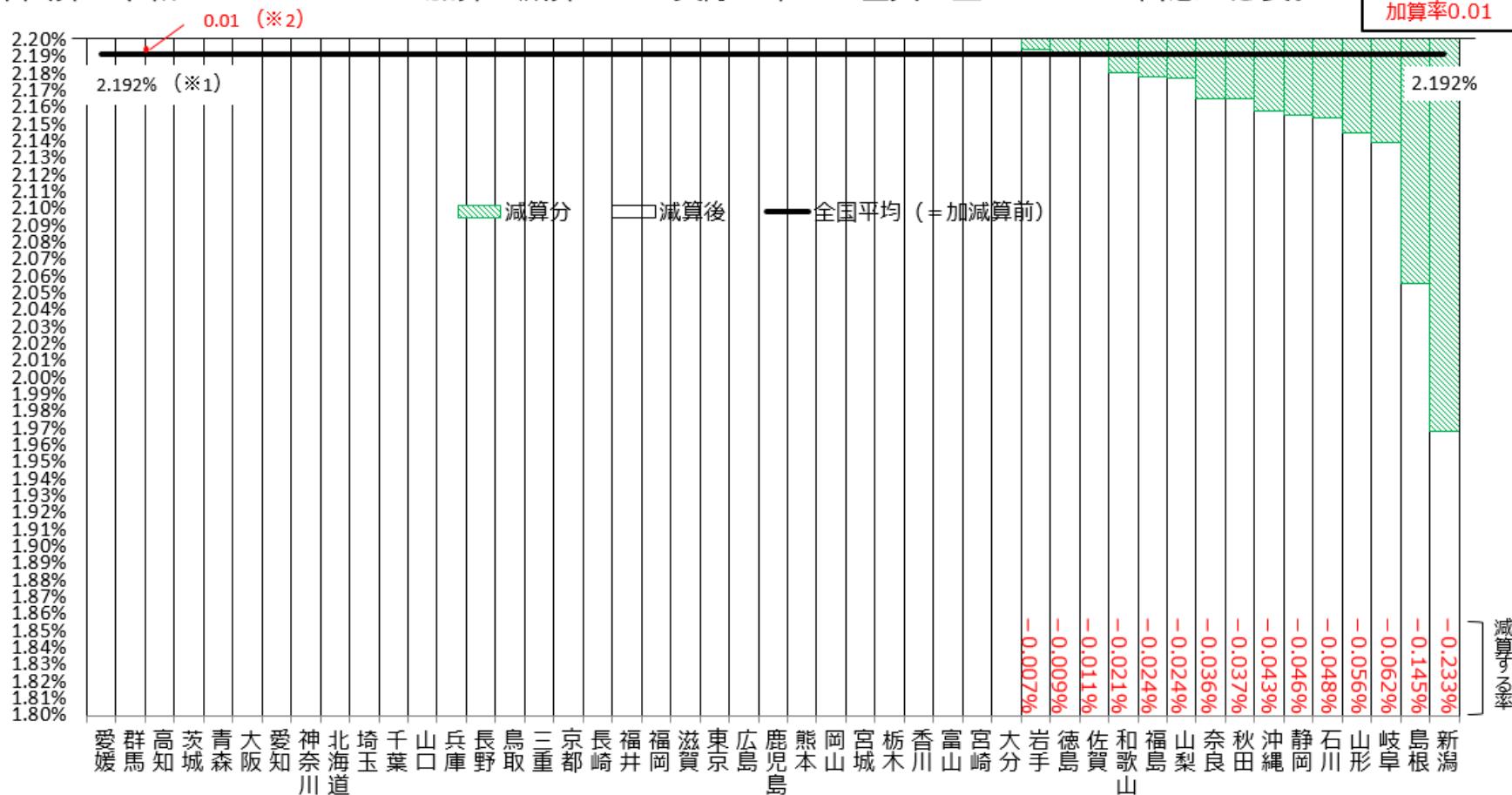
さらに、今回の協会けんぽの医療保険料率の引下げと併せ、健康保険組合連合会が実施する交付金交付事業に対する財政支援を時限的に拡充することで、財政基盤の脆弱な健康保険組合の保険運営の下支えを行うとともに、高齢者医療運営円滑化等補助金の見直しを行う。具体的には、前期財政調整における報酬調整の導入に伴う特例的な支援とされている企業の賃上げ努力に配慮した拠出金負担軽減措置の終了も含め、令和9年度以降の在り方を検討することとする。 ↗

令和6年度インセンティブ制度の評価結果

- 令和6年度実績（4月～3月速報値）のデータを用いた試算

【令和6年度実績評価 ⇒ 令和8年度保険料率へ反映した場合の試算】

令和8年度保険料率の算出に必要となる令和8年度総報酬額等の見込み額が現時点未確定であるため、本試算と令和8年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。



介護保険料率

- 介護保険の保険料率については、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除して得た率を基準として保険者が定めると健康保険法で法定されています。
- 2026（令和8）年度は、2025（令和7）度末に見込まれる剩余分（57億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.62%（4月納付分から変更）とします。

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっています。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	備考
		決算	直近見込 (2025年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	保険料収入	10,555	10,919	11,432	2024年度保険料率： 1.60%
	国庫補助等	1	1	1	2025年度保険料率： 1.59%
	その他	-	-	-	2026年度保険料率： 1.62%
	計	10,556	10,920	11,433	納付金対前年度比 ⇒ + 360
支出	介護納付金	10,835	11,125	11,485	
	その他	0	0	-	
	計	10,835	11,125	11,485	
単年度収支差		▲ 279	▲ 205	▲ 52	
準備金残高		262	57	5	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの収支見込(子ども・子育て支援分)

(単位：億円)

		2026 (R8) 年度	備考
		政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	支援金収入	2,396	2026年度支援金率： 0.23%
	国庫補助等	0	
	その他	-	
支出	計	2,396	
	子ども・子育て支援納付金	2,264	
	その他	-	
	計	2,264	
	単年度収支差	132	
	準備金残高	132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和8年度都道府県単位保険料率等の決定に向けたスケジュール (現時点の見込み)

- 令和8年度都道府県単位保険料率及び事業計画・予算決定のスケジュールについては以下のとおりです。

	1月	2月	3月
運営委員会	<p>1/29</p> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定款変更〈付議〉 (令和8年度都道府県単位保険料率等の決定) <p>支部長からの意見の申出</p>	<p>(2/12) (予備日)</p>	<p>3/24</p> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年度事業計画・予算〈付議〉
支部評議会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度都道府県単位保険料率 		<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度支部事業計画 ・令和8年度支部保険者機能強化予算
その他		<p>令和8年度保険料率改定の広報</p> <p>健診体系の見直しの広報</p>	
(備考) 国		<p>保険料率の認可等</p>	<p>事業計画、 予算の認可等</p>

※ 運営委員会の議題については、令和7年12月末時点での想定されるものであり、変更があり得る。

1. 平均保険料率 ⇒ 9.9%へ引き下げ
2. 保険料率の変更時期
⇒ 令和8年4月納付（3月賦課）分から

令和8年度 山形支部健康保険料率

令和7年度	⇒	令和8年度
9.75%	0.04%	9.79%

※9.90%からインセンティブにより0.148%減算され
最終決定した料率は9.75%

※9.83%からインセンティブにより0.04%減算され
最終決定した料率は9.79%

○令和8年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり負担額、労使折半後）

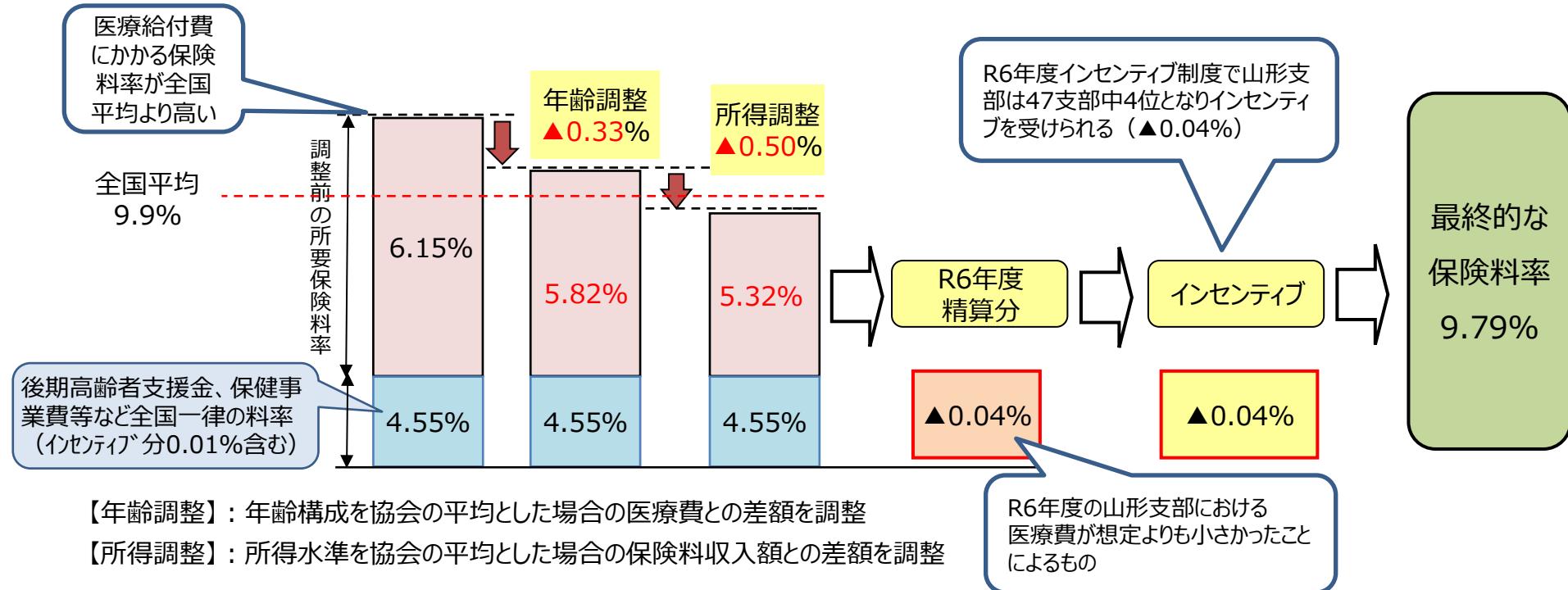
[年額] 720 円 (175,500円 → 176,220円) の**負担増**
[月額] 60 円 (14,625円 → 14,685円) の**負担増**

(注) 標準報酬月額を300,000円とした場合の負担を算出したもの

山形支部健康保険料率の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
全国			10.00				9.90
山形	10.05	10.03	9.99	9.98	9.84	9.75	9.79
山形（精算・インセンティブ前）	10.04	10.04	10.04	10.03	10.01	9.96	9.87
精算分	0.03	0.04	0.00	▲0.01	▲0.02	▲0.06	▲0.04
インセンティブ料率	▲0.02	▲0.05	▲0.043	▲0.043	▲0.152	▲0.148	▲0.04
インセンティブ順位	6位	3位	2位	5位	2位	1位	4位

山形支部保険料率算定イメージ図



	医療給付費についての調整前の所要保険料率	調整		医療給付費についての調整後の保険料率	全国一律の料率（後期高齢者支援金など）	精算分	インセンティブ付与	保険料率（精算・インセンティブ反映後）
		年齢調整	所得調整					
		(a)	(b)	(a+b)		(c)	α	
全 国	5.35 (5.35)	—	—	5.35 (5.35)	4.55 (4.65)	—	—	9.90 (10.00)
山 形	6.15 (6.12)	$\Delta 0.33$ ($\Delta 0.31$)	$\Delta 0.50$ ($\Delta 0.49$)	5.32 (5.31)		$\Delta 0.04$ ($\Delta 0.06$)	$\Delta 0.04$ ($\Delta 0.148$)	9.79 (9.75)

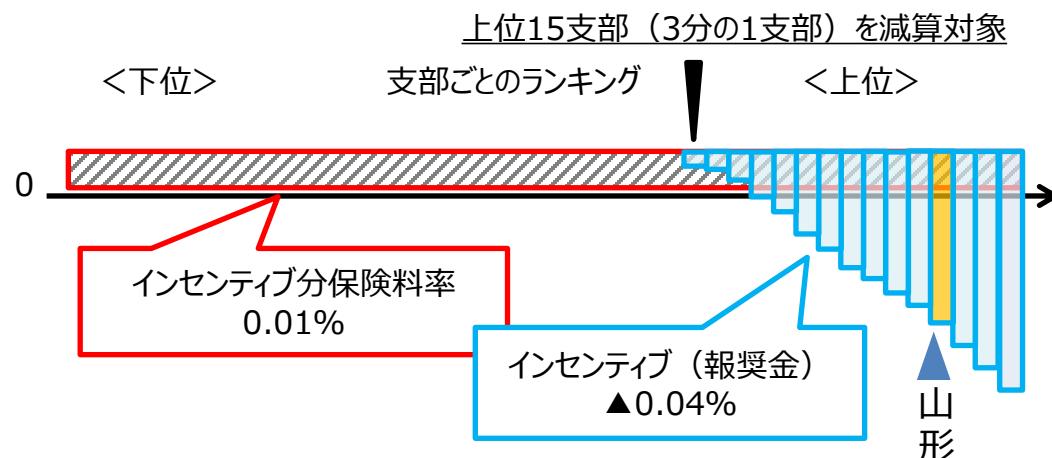
※ () は令和7年度の数値

令和6年度インセンティブ制度の山形支部の結果について

評価指標	順位（前年度順位）
【指標1】特定健診等の実施率	1位（1位）
【指標2】特定保健指導の実施率	9位（6位）
【指標3】特定保健指導対象者の減少率	30位（25位）
【指標4】要治療者の医療機関受診率	37位（15位）
【指標5】後発医薬品使用割合	7位（1位）
総得点	4位（1位）

【支部ごとのインセンティブの効かせ方】

- 保険料率の算定にあたり、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ分保険料率として0.01%を盛り込んでいる。
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。



【インセンティブ制度における山形支部の加算額・減算額】

加算額	減算額	加減算額
89	501	▲412

令和8年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.55	1
10.28	1
10.24	1
10.15	1
10.13	2
10.12	1
10.11	1
10.10	1
10.08	3
10.06	2
10.05	2
10.02	2
9.98	1
9.96	1
9.93	1
9.91	1

22

保険料率 (%)	支部数
9.89	1
9.88	1
9.86	2
9.85	1
9.83	1
9.80	1
9.79	1
9.78	1
9.77	2
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.68	1
9.67	1
9.63	1
9.61	2
9.59	1
9.55	1
9.52	1
9.51	1
9.50	1
9.21	1

25

令和8年度都道府県単位保険料率の
令和7年度からの変化
(暫定版)

令和7年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+ 0.17	+ 255	1
+ 0.14	+ 210	1
+ 0.04	+ 60	2
+ 0.01	+ 15	3

7

令和7年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲ 15	1
▲0.03	▲ 45	1
▲0.04	▲ 60	2
▲0.06	▲ 90	4
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	3
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	3
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.15	▲225	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	2
▲0.19	▲285	3
▲0.20	▲300	2
▲0.21	▲315	1
▲0.22	▲330	1
▲0.23	▲345	3
▲0.32	▲480	1
▲0.34	▲510	2
▲0.35	▲525	1

40

注1. 「+」は令和8年度保険料率が令和7年度よりも上がったことを、

「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）
の増減である。

令和8年度 介護保険料率

令和7年度	⇒	令和8年度
1.59%	0.03%	1.62%

○令和8年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり負担額、労使折半後）

[年額]	540円 (28,620円 → 29,160円) の 負担増
[月額]	45円 (2,385円 → 2,430円) の 負担増

(注) 標準報酬月額を300,000円とした場合の負担を算出したもの

○介護保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法第160条第16項で法定されている。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

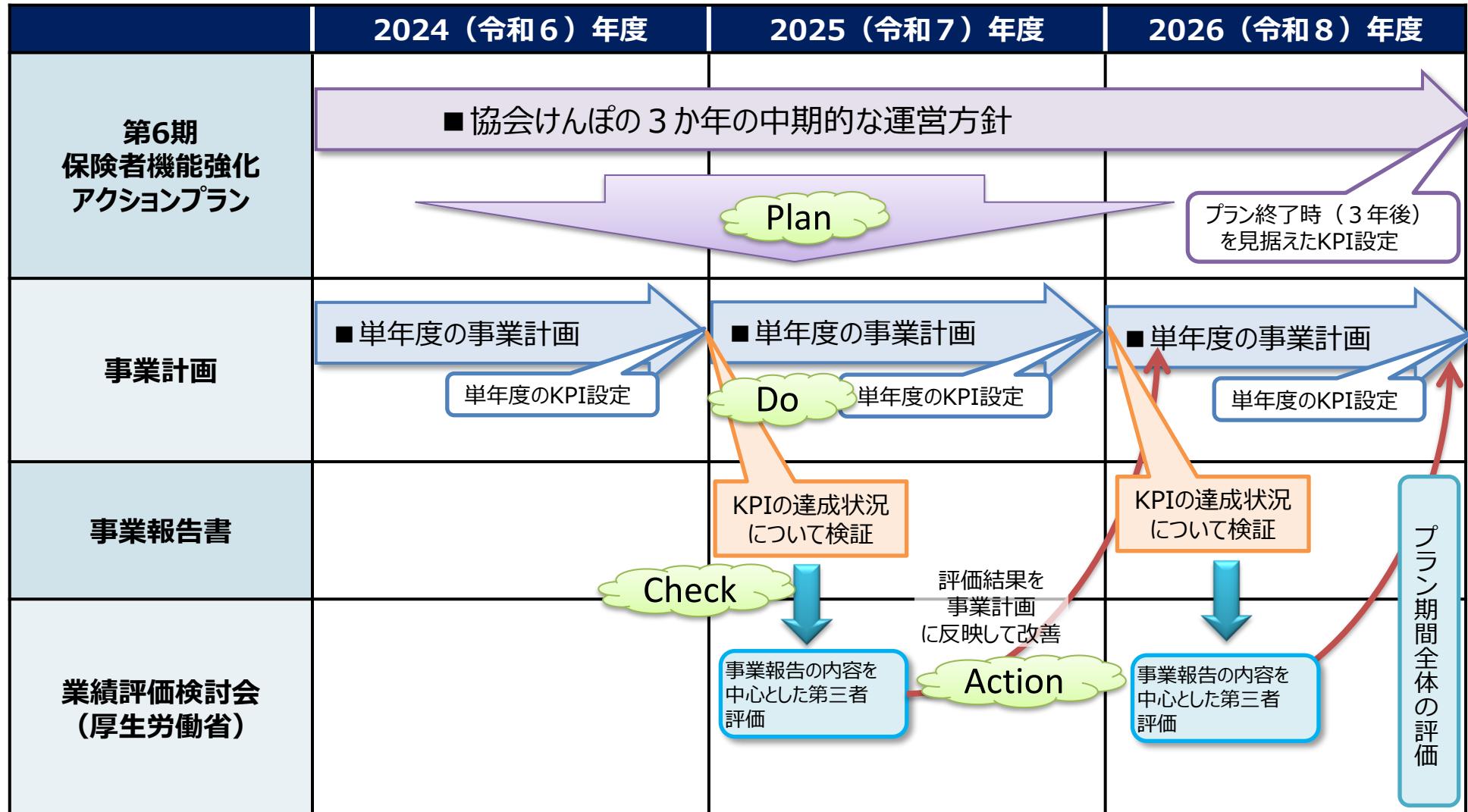
<健康保険法第160条第16項>

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

2. 令和7年度上半期事業実施状況報告、 令和8年度山形支部事業計画（案）

参考：保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクル

- 第6期保険者機能強化アクションプランにKPIを設定とともに、各年度の事業計画において、単年度ごとのKPIを設定し、毎年度KPIの達成状況を踏まえた改善を行う。



1. 基盤的保険者機能関係

サービス水準の向上 ※参考資料4 P1~P4

■ R 8年度 KPI		R 8年度 目標	R 7年度 目標	実績 (9月時点)	全国 (参考)
指標					
① サービススタンダードの達成状況		100%	100%	100%	100%
② サービススタンダードの平均所要日数		7日以内	7日以内	4.95日	5.38日
③ 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率		対前年度以下	3.7%以下	4.3%	4.3%

R 8年度 事業計画	R 7年度 実施状況
<ul style="list-style-type: none">すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日以内を維持する。業務量の多寡や優先度に対応するため、多能化を推進し、更なる業務の生産性の向上を目指す。また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請・チャットボットの活用を促進する。「お客様の声」等に基づく意見から課題を見出し、更なる加入者サービスの向上に取り組む。	<ul style="list-style-type: none">申請書の受付日からの経過日数について、遅滞なく支払いを実施するため、進捗管理の徹底と確実な業務処理の実施日々の業務量に対応できる効率的な処理体制を構築し、能力の向上や多能化のためのOJTの実施各種広報誌や研修会また電話照会時において、郵送による申請案内を実施お客様の声等により見出された課題を解決するため、勉強会の実施

■ R 8年度 KPI

指標	R 8年度 目標	R 7年度 目標	実績 (9月時点)	全国 (参考)
① 協会のレセプト点検の査定率	対前年度以上	0.165%	0.151%[全国12位]	0.129%
② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額	対前年度以上	10,546円	8,757円[全国27位]	9,874円

(※) 査定率 = 協会のレセプト点検により減額した額/協会けんぽの医療費総額

R 8年度 事業計画

- 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。
- 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。
- 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、審査基準の差異にかかる議論を積極的に行い、その解消を図る。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。
- 外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。
- 資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。

R 7年度 実施状況

『レセプト点検の査定率向上に向けて』

- システムを最大限活用した効果的、効率的な点検を実施
- レセプト点検員を対象とした定期的な勉強会の実施、及び査定事例の収集と活用による点検の質的向上
- 支払基金山形審査委員会の審査結果等に関し、協議の場において、審査差異の解消に向けた積極的な議論の実施

『再審査レセプト1件当たりの査定額向上に向けて』

- 入院等の高額なレセプトを優先した点検を実施
- 査定結果を分析し効果的な点検ポイントの勉強会実施や外部講師による、高額査定となる手術等の知識向上を目的とした研修会の実施

■ R 8年度KPI				
	指標	R 8年度 目標	R 7年度 目標	実績 (9月時点)
①	返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。） の回収率	対前年度以上	87.36%	78.95%[全国1位] 47.14%

R 8年度 事業計画	R 7年度 実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。また、資格喪失や年金支給が遡及決定されることにより発生する債権については日本年金機構と連携した周知等により確実な回収に努める。 早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。 	<p>『債権管理回収業務の推進』</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生した債権については全件調定及び迅速な納付書送付を行うとともに、債務者に対する文書や電話による催告業務の早期対応を徹底 必要に応じた弁護士名催告や内容証明郵便等による催告のほか、法的手続きを実施 保険者間調整を積極的に活用した確実な債権回収の実施

2. 戰略的保険者機能関係

医療情報、健診結果等から見える山形支部の課題

課題（状況）

1. 血圧リスク、外来の循環器系疾患にかかる医療費が全国平均を上回る

- ・血圧リスクが経年で、山形市を除く34市町村で全国平均を上回る
- ・循環器系疾患にかかる外来医療費の中でも高血圧性疾患が全国平均を大きく上回る

2. 入院では精神及び行動の障害にかかる医療費が全国平均を上回る

- ・1人当たり入院医療費において、精神及び行動の障害が全国とのプラスの乖離が最も大きい疾病となっている

3. 運動習慣改善が必要な方の割合が高い

- ・問診結果から、運動習慣要改善者の割合が、男女とも全国で最も高くなっている

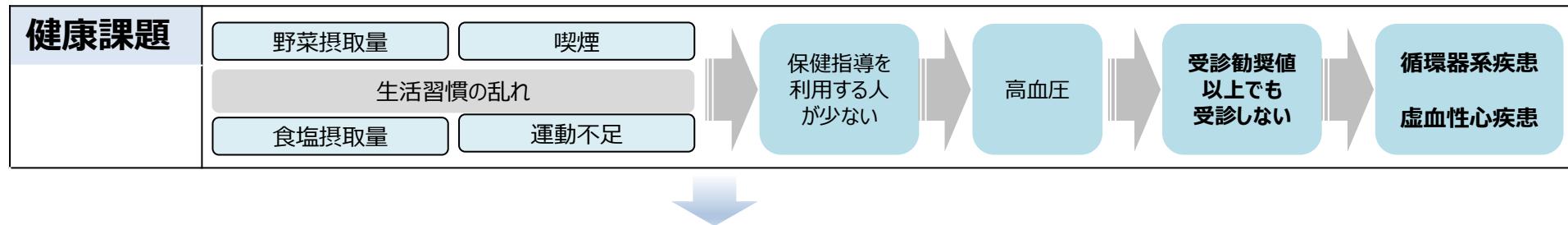
2. 戰略的保険者機能関係

保健事業の一層の推進

令和8年度の主な施策

【第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組】※令和6年度～令和11年度

- 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱として策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各取組を着実に実施する。



10年後	循環器系疾患の発症を抑制する（県全体の循環器系疾患にかかる年齢調整後の入院受診率を下げる）
------	---

6年後 最終評価 令和11年度	被保険者の血圧リスク保有率を2022年度実績（男性58.9%・女性40.5%）未満とする	
	2024年度実績：男性59.0%（対前年度比△0.2%）、女性41.3%（対前年度比±0.0%）	
	健診	・血圧リスク保有率が高い「建設業」における被保険者の健診受診率向上に向けた取り組み
	特定保健指導	・製造業の特定保健指導の推進(初回面談実施率の向上) ・製造業の喫煙率低下
	重症化予防	・循環器リスクに着目した事業所全体への保健指導の推進
	コラボヘルス	・宣言事業所への運動習慣改善のための取組促進

2. 戰略的保険者機能関係

特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

※参考資料4 P10~P11

■ R8年度KPI

指標	R8年度 目標	R7年度 目標	実績 (9月時点)	全国(参考)
① 生活習慣病予防健診（被保険者の健診）受診率	83.5%	83.5%	48.1%[全国1位]	29.6%
② 事業者健診データ取得率	7.3%	7.3%	3.5%[全国25位]	3.4%
③ 特定健康診査（被扶養者の健診）受診率	46.2%	44.9%	13.5%[全国2位]	7.4%

R8年度 事業計画

【被保険者（本人）にかかる受診勧奨対策】

- 事業所規模や業態等を選定し、重点的かつ優先的な働きかけ
- 外部委託機関を活用した受診勧奨のほか、労働局と連携し事業所に対する健診結果データの提供依頼を行う。
- 20・25・30歳の若年者への対象拡大や人間ドック健診の創設を踏まえた実施機関数及び受診者数の拡大に向けた働きかけ
- 支部の保健指導者が新規適用事業所を訪問し、健診の受診など、健康づくり全般に関する説明を行い、健康意識の向上を図る。

【被扶養者（家族）にかかる受診勧奨対策】

- 地方自治体と連携し、がん検診との同時実施を行う。【秋冬健診】
- 無料のオプション検査を付加した内容で、未受診者（岩盤層）に対する効果的な受診勧奨を行う。【まちかど・秋冬健診】※対象拡大

R7年度 実施状況

《生活習慣病予防健診（被保険者の健診）》

- 県内全事業所に対する受診勧奨（年次案内パンフ）
- 委託業者が実施する電話による受診勧奨
- 受診率の低い小規模事業所の被保険者に対するDM勧奨
- YTS山形TV企画の「がん検診GUIDEBOOK」への記事掲載ほか

《事業者健診データ取得》

- 山形労働局との連名による事業者健診データの提供依頼

《特定健康診査（被扶養者の健診）》

- がん検診とセットによる『秋冬健診』の実施（市町村との連携）
- 集客力の高い商業施設を活用した集団健診の実施

令和8年度保険者機能強化予算（主な取組）

■特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

事業名	目的	用途	令和8年度	令和7年度			備考
			予算額	予算額	執行額(見込)	執行率(見込)	
秋冬健診の実施	被扶養者 健診受診率の向上 特定保健指導実施率の 向上	市町村の集団健診を受けていない被扶養者に対し、受診機会を提供し勧奨する（がん検診セット・無料オプション付）	3,311 千円	2,541 千円	1,275 千円	50.2 %	【2年目】 冬→秋冬(9~2)
商業施設等における集団健診の実施	被扶養者 健診受診率の向上 特定保健指導実施率の 向上	協会主催による会場型での集団健診を実施する（無料オプション付）	1,769 千円	3,036 千円	1,007 千円	33.2 %	【3年目】 天童・鶴岡

■ R 8 年度 K P I

	指標	R 8 年度 目標	R 7 年度 目標	実績 (10月時点)	全国 (参考)
①	被保険者の特定保健指導実施率	34.9%	31.5%	16.6%	—
②	被扶養者の特定保健指導実施率	16.3%	15.2%	8.8%	—

R 8 年度 事業計画

【被保険者（本人）実施率向上に向けた施策】

- 健診体系の見直しを契機に好事例集を効果的に活用する等、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大に努める。
- 質を確保しつつ健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- 人間ドック健診における特定保健指導の対象者については着実に特定保健指導の実施に繋げる。
- 巡回健診バスによる受診時に遠隔面談（ICT）を活用する等、特定保健指導を実施しやすい環境整備を行い利便性の向上を図る。

【被扶養者（家族）実施率向上に向けた施策】

- 秋冬健診や商業施設等による集団健診時における特定保健指導の着実な実施

R 7 年度 実施状況

《被保険者の特定保健指導実施率向上に向けて》

- 健診機関や大規模事業所に対する訪問によるトップセールス
- 健康宣言事業所等に対する支部職員による訪問利用勧奨
- バス・施設内の専門機関による当日特定保健指導（ICT面談）
- 保健指導担当者（専門職）に対する合同研修会の開催

《被扶養者の特定保健指導実施率向上に向けて》

- 秋冬健診（集団健診）時における特定保健指導の実施
- 商業施設を利用した集団健診時における特定保健指導の実施

令和8年度保険者機能強化予算（主な取組）

■特定保健指導実施率及び質の向上

事業名	目的	用途	令和8年度		令和7年度		備考
			予算額	予算額	執行額 (見込)	執行率 (見込)	
特定保健指導遠隔面談分割実施（ICT・施設内）	被保険者 特定保健指導実施率の向上	特定保健指導の実施が困難な健診機関について、別の専門機関が健診当日の初回面談を遠隔にて実施する	343 千円	810 千円	180 千円	22.2 %	【2年目】
検診車における特定保健指導遠隔面談分割実施（ICT・バス）	被保険者 特定保健指導実施率の向上	検診車で健診を実施する際に、健診機関のマンパワー不足を補うため、専門機関が初回面談を遠隔にて実施する	935 千円	935 千円	900 千円	96.3 %	【4年目】

■ R 8年度 KPI				
	指標	R 8年度 目標	R 7年度 目標	実績 (9月時点)
①	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合	対前年度以上	36.2%	37.5%[全国8位] 36.5%

R 8年度 事業計画	R 7年度 実施状況
<p>【未治療者に対する重症化予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 血圧・血糖・脂質等に着目した未治療者に対する医療機関への受診勧奨を着実に実施 ● 治療を放置するリスクへの認識を深めるため、労働局との連名文書により、事業所に対して健診後の事後措置の徹底を要請するなど、意識の醸成を図る。 ● 集団指導や5歳刻み対象者に対する個別指導等の機会を活用した早期受診の重要性についての周知・啓発 <p>【糖尿病性腎症に係る重症化予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 腎機能の低下が見受けられる専門医未受診者に対する受診勧奨 ● 山形県版「糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防プログラム」に則り、かかりつけ医との連携による糖尿病重症化予防に取り組む。 	<p>《未治療者への受診勧奨》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 未治療者に対する受診勧奨（1次勧奨：本部、2次勧奨：支部） ● 要治療、要精密検査対象者への面談による受診勧奨 ● 事業所に対する労働局との連名による健診後の事後措置の徹底依頼 <p>《糖尿病性腎症患者の重症化予防》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 腎機能の低下が見受けられる専門医未受診者に対する受診勧奨 ● 山形県糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防プログラムに基づく、かかりつけ医と連携した保健指導

令和8年度保険者機能強化予算（主な取組）

■重症化予防対策の推進

事業名	目的	用途	令和8年度	令和7年度			備考
			予算額	予算額	執行額 (見込)	執行率 (見込)	
未治療者に対する受診勧奨業務委託事業	被保険者・被扶養者健診後の医療機関受診率の向上	・本部による受診勧奨後（約1ヶ月後）に、支部においても訴求力を高めた独自の勧奨文書を発送する。	1,956 千円	4,268 千円	1,933 千円	45.3 %	

■その他

事業名	目的	用途	令和8年度	令和7年度			備考
			予算額	予算額	執行額 (見込)	執行率 (見込)	
循環器リスクに着目した事業所における集団指導の実施	事業所全体に集団指導を実施することで血圧リスク及び循環器系疾患への理解を深める。	「動脈硬化度測定器*」を活用して、事業所の被保険者全員に対して集団指導を実施し健康意識の向上を図る。	1,056 千円	525 千円	525 千円	100.0 %	測定器のレンタル料 ※新規の機材 (7年度はベジチェック)

* 血管の硬さや詰まり具合を測定し、血管年齢を算出する医療機器

■ R 8年度 KPI

指標	R 8年度 目標	R 7年度 目標	実績 (9月時点)	全国 (参考)
	1,980事業所	1,820事業所	1,887事業所 (内、新モデル：1,750事業所)	-
① やまがた健康企業宣言事業所数				

R 8年度 事業計画

- 山形県や市町村の健康増進計画等も踏まえ、地方自治体や経済団体等の関係機関と連携した広報活動等を行うことにより、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。
- 保健指導実施時をはじめあらゆる機会を通じて事業所訪問を行い、健康宣言事業への理解向上を図る。
- 事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、標準化されたプロセス及びコンテンツに基づき事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- 健康宣言事業所における健康づくりの取組の推進には、商工会議所等との連携により「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用する。
- 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満を含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠や女性の健康など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。
- 精神疾患に対するアプローチとして、労働局・産保センターと連携したメンタルヘルスに関するセミナー等を実施し、小規模事業所におけるストレスチェックの実施について周知広報を行う。

R 7年度 実施状況

«健康宣言事業所数の拡大および新モデルへの移行»

- 健診受診率70%以上の旧モデル284事業所に対する切替勧奨（文書・電話）
- 健診受診率70%未満の旧モデル101事業所に対する切替勧奨（文書）
- 保健指導者等による健康宣言新規登録勧奨
- 生損保会社による健康宣言新規登録勧奨

«健康宣言事業所における取組支援の強化»

- 宣言事業所へ事業所カルテの提供
- 事業所訪問型セミナー115件、VOD63件申込受付
- 山形新聞への健康経営優良法人認定事業所紹介記事掲載
- 健康経営（糖尿病予防・メンタルヘルス）セミナー開催

令和8年度保険者機能強化予算（主な取組）

■コラボヘルスの推進

事業名	目的	用途	令和8年度	令和7年度			備考
			予算額	予算額	執行額 (見込)	執行率 (見込)	
やまがた健康企業宣言に対する健康経営促進に向けた取組み（広報）	「やまがた健康企業宣言」事業の普及促進（健康経営への取組み促進）	やまがた健康企業宣言登録済事業所の健康経営の普及促進を図り、加入者の健康保持増進及び医療費の増大を抑制する。また、山形県独自の健康経営認定制度を創設する予定であることから、新聞広告にて制度周知を行い、健康経営を促進する。	6,265 千円	3,231 千円	1,504 千円	46.5 %	【継続】
やまがた健康企業宣言新規登録勧奨事業	やまがた健康企業宣言事業所数の拡大	やまがた健康企業宣言事業所数を拡大させ、健康経営の取組みを広く普及させる。	3,340 千円	-	-	-	【新規】

■ R 8年度 KPI

指標	R 8年度 目標	R 7年度 目標	実績 (7月時点)	全国 (参考)
	対前年度以上	91.6%以上		
① ジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース)	対前年度以上	91.6%以上	91.7%[全国5位]	89.6%

R 8年度 事業計画

(i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ジェネリック医薬品の数量ベース・金額ベースの使用割合向上に向けて、データ分析による課題把握を行った上で更なる使用促進を図る。
- 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、データを活用した関係者への働きかけに取り組む。
- 県や自治体等と連携し、ジェネリック医薬品使用割合の低い乳幼児・小児層の保護者に対する周知広報を実施する。

(ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- 国の方針（※ 1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。

(iii) 上手な医療のかかり方

- 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。
- ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握する。医療関係者との関係性を構築し、医療関係者への情報提供を行うとともに、加入者への周知・啓発を図る。

R 7年度 実施状況

- 山形市、酒田市、鶴岡市、米沢市、寒河江市、天童市、新庄市の協力のもと、ジェネリック医薬品の使用割合の低い小児層の保護者へリーフレットを配布。
- 山形県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会へバイオシミラーを含む使用状況に関する資料提出
- バイオシミラー利用促進にかかる医療機関訪問に向けた関係団体訪問（山形市保健所、県病院事業局等）
- 本部主催のバイオシミラー使用促進に向けた研修会



令和8年度保険者機能強化予算（主な取組）

■ 医療資源の適正使用

事業名	目的	用途	令和8年度	令和7年度			備考
			予算額	予算額	執行額	執行率	
ジェネリック医薬品情報提供ツール等の送付にかかる出力（印刷）・封入封緘・発送業務委託	ジェネリック医薬品使用促進	医療機関・調剤薬局が自院のジェネリック医薬品の使用状況を把握し、促進につなげることを目的に、使用状況を見える化したお知らせを発送する。	745 千円	-	-	-	【新規】

■ R 8年度KPI		R 8年度 目標	R 7年度 目標	実績	全国（参考）
①	SNS(LINE公式アカウント) の運用	毎月2回情報発信	毎月情報発信	毎月2回情報発信	
②	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	68.5%	66.5%	67.99%[全国9位] (9月時点)	54.93%
③	健康保険委員の委嘱事業所数	対前年度以上	3,875事業所	4,312事業所 (9月時点)	–

R 8年度 事業計画

- ホームページやメールマガジン、SNS（LINE）、本部より提供される広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用したタイムリーな情報提供、納入告知書同封チラシや広報誌を活用した定期的な広報等により、加入者・事業主目線でわかりやすく、アクセスしやすい丁寧な情報発信を行う。
- 本部と連携し、地域・職域特性を踏まえた広報を実施する。
- テレビ・新聞等メディアへの発信力を強化するとともに、県や市町村、関係団体と連携した広報を実施することにより、幅広い層への情報発信を行う。
- 本部作成の広報基本方針に基づき、支部広報計画を策定するとともに、特に、最重要広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていただけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部と一体的・積極的に広報を行う。
- 健康保険委員者数の拡大に向け、アプローチが不十分な層への個別勧奨および、健康宣言の登録と併せた勧奨を実施する。
- 健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくりを担っていただけるよう、定期的な広報誌の発行や研修会の開催等を通じて健康保険委員活動に必要な情報提供を行う。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。
- 健康保険委員の永年の活動や功績等に対する健康保険委員表彰を実施する。

R 7年度 実施状況

«広報の推進について»

- 納入告知書等同封チラシ等の広報誌の定期発行（4半期毎）及び関係団体発行の広報誌への協会けんぽ事業に関する記事提供（隔月）
- ホームページ、メールマガジン（月1回）及びLINE（月2回）を活用したタイムリーな情報提供
- 事業内容の周知及び、協会けんぽの認知度向上を図るため、報道してもらえるようプレスリリースを定期的に実施

«健康保険委員の委嘱活動強化と委嘱者数拡大について»

- 健康保険委員の委嘱が進んでいない小規模事業所（被保険者数3~4人）2,995事業所に対し、勧奨を実施

令和8年度保険者機能強化予算（主な取組）

■広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

事業名	目的	用途	令和8年度	令和7年度			備考
			予算額	予算額	執行額	執行率	
山形支部公式LINE制作業務委託	山形支部公式LINEの制作	月2回配信	2,277 千円	-	-	-	【新規】

● 令和8年度支部広報計画

1. 当該年度の広報に関する取組方針及び主に取り組む事項

●令和8年度の支部広報計画においては、①協会及び協会の事業に関する認知度の向上、②加入者・事業主に協会への共感が広がる環境づくり、③広報チャネルの強化、④広報担当者の育成を取組方針として定める。

【取組方針に基づき、主に取り組む事項】

①協会及び協会の事業の認知度の向上にあたっては、最重点広報である「令和9年度保険料率改定（インセンティブ制度の周知を含む）」「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」「電子申請・けんぽアプリの利用促進」を中心に積極的な広報に取り組む。特に、これから協会としての事業実施の際に、いかに広報において趣旨や実施内容を周知していくかが課題であるが、それを可能にするためにも、広報を受け取る側の「協会けんぽ」に対する認知度向上・役割の認識が進むことこそが重要と考え、加入者に対し、効果的に協会けんぽの存在や役割を浸透させる広報に重点をおいて取り組む。また、当支部の抱える「循環器系疾患における外来医療費が高いこと」「健診受診後の事後措置の徹底」という課題解決に向け、重点広報においては「医療費適正化（上手な医療のかかり方）」「健診」「特定保健指導」「重症化予防」「コラボヘルス」に係る広報を中心に取り組む。

②共感が広がる環境づくりにあたっては、特に特定保健指導実施率や健康宣言事業所数の伸びが鈍化していることを踏まえ、当支部が実施するこれらの取組に対する協力への基礎となる共感形成を図るべく、コミュニケーションロゴやタグラインを使用し、最重点広報である「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」に積極的に取り組む。

③広報チャネルの強化及び④広報担当者の育成に当たっては、まずは既存広報であるメールマガジン、LINE、納告チラシ、健康保険委員会報誌等の各種媒体による広報を確実に実施する。また、ニュースリリースを積極的に実施し、協会の認知度を高めつつ、地域・職域の健康課題や各種実施率が低調である保健事業について広く周知を図る。さらに、令和8年1月にリリースされるけんぽアプリの普及に向けて、電子申請の利用促進と合わせて健康保険委員への勧奨を実施する。加えて、広報が単調かつ硬直化しないよう、掲載記事内容の選定・校正にグループを超えた支部全体で関与し、広報業務における質の向上を図ることで広報担当者の育成に取り組む。

2. 最重点広報（全支部共通）

広報テーマ	実施概要	メインターゲット	主な広報媒体	実施時期
① 令和9年度保険料率改定（インセンティブ制度の周知を含む）	・令和9年度都道府県単位保険料率及び保険料率設定の仕組み、インセンティブ制度（健康づくり及び医療費適正化につながる取組）、子ども・子育て支援金制度について周知する。	被保険者・事業主	チラシ・LINE・メールマガジン・新聞広報・健康保険委員広報誌・関係団体広報誌・ニュースリリース	令和9年2～3月
② 健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）	・令和9年度より実施する被扶養者の健診体系の見直しについて周知する。 ・被扶養者の健診実施率の改善に向けて、実施率の現状と合わせてニュースリリースを実施する。	加入者（被扶養者）・事業主・担当者	チラシ・LINE・メールマガジン・健康保険委員広報誌・関係団体広報誌・ニュースリリース	令和9年1～3月
③ 健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり	・加入者・事業主が協会や協会の役割に関心を持ち、共感し、協会の事業に協力する関係を構築するため、協会の役割や提供価値を周知する。	加入者・事業主	チラシ・LINE・メールマガジン・健康保険委員広報誌・関係団体広報誌・新聞広告等複数の広報媒体・屋外広告	令和8年7月～
④ 電子申請・けんぽアプリの利用促進	・電子申請の開始やメリット、利用方法等を継続的に広く周知する。 ・けんぽアプリを経由した電子申請が可能になることから、電子申請の利用の際にけんぽアプリのダウンロードを推奨するよう周知する。	加入者・事業主・担当者・健康保険委員・社会保険労務士	チラシ・LINE・メールマガジン・健康保険委員広報誌・関係団体広報誌・研修会・ニュースリリース・ポスター	通年

3. 重点広報

広報テーマ	実施概要	メインターゲット	主な広報媒体	実施時期
医療費適正化	連携自治体（7市）において、当支部が作成するリーフレット（こども医療費助成制度の周知及び、適正受診の啓発）を小児がいる世帯に配付してもらう。それにより医療費がタダではないこと、保険料や税金が使われていることを理解してもらい、適正受診（時間外受診の軽減、ジェネリック医薬品の使用等）を実践してもらう。	小児がいる世帯	リーフレット	令和8年度通年
健診	<被保険者>・小規模事業所の被保険者に対しては個別勧奨通知で個人あての情報提供を行う。新規適用事業所には外勤指導者を活用し保健事業全般の周知を行う。（人間ドック費用補助の内容も含む） <被扶養者>・受診券発送時にLINE登録の依頼を掲載し、オプション健診も追加した集団健診に関して直接的な広報を行う。	事業主・担当者・加入者	DM	令和8年度通年
特定保健指導	<被保険者>・広報誌等で当日初回面談が可能な健診機関の紹介を強化。 ・利用案内率を高め、対象者のいる事業所への案内を行う。 <被扶養者>・受診券発送時にLINE登録の依頼を掲載し、オプション健診も追加した集団健診に関して直接的な広報を行う。	事業主・担当者・加入者	健康保険委員広報誌 LINE	令和8年度通年
重症化予防	令和7年度に実施した事業所が受診勧奨を実施しやすいよう作成した資料（ポスター・チラシ）の効果測定を行い、今後の更なる実施に繋げる。	事業主・加入者	チラシ・健康保険委員広報誌・宣事業所向け広報媒体	令和8年10月～
コラボヘルス	山形県をはじめとした自治体と連携して「健康経営」への取組の重要性とメリットについて周知し、取組事業所数の拡大を図る。	事業主・加入者	納告チラシ・健康保険委員向け広報誌・関係団体発行の広報誌・メールマガジン等・各種研修会等での説明	令和8年度通年

● メディア向けのプレスリリースの実施について

プレスリリース実施月	内容	掲載日等
令和7年7月	山形支部の健診受診率、全国第1位	山形新聞（8月3日）
〃 8月	やまがた健康企業宣言登録事業所に対する健康経営の取組状況アンケートを実施	山形新聞（11月3日）
〃 11月	協会けんぽの傷病手当金で「精神疾患」が請求傷病第1位	山形新聞（12月29日）
〃 11月	こどもの健康教室の開催について	YTS（12月2日）、 山形新聞（12月6日）

● 健康保険委員への表彰 協会けんぽの健康づくりの推進に功績のあった健康保険委員の方々に対し全国健康保険協会理事長表彰等の表彰式を開催

厚生労働大臣表彰（1名） (五十音順)	
長岡 恭輔 様（長岡ダイカスト工業 株式会社）	
全国健康保険協会理事長表彰（4名）	
青柳 みゆき 様（高谷建設 株式会社）	村山 浩樹 様（株式会社 カーサービス山形）
斎藤 恵美子 様（リュー精器 株式会社）	渡會 陽子 様（庄内まちづくり協同組合 虹）
全国健康保険協会支部長表彰（15名）	
安食 明美 様（第一貨物 株式会社）	富樫 希 様（株式会社 天童木工）
五十嵐 由美 様（五十嵐工業 株式会社）	沼澤 エリ子 様（社会福祉法人 大蔵福祉会）
石山 優子 様（株式会社 山形丸魚）	緑川 潤子 様（不二工業 株式会社）
伊藤 綾 様（城北電気工事 株式会社）	横山 誠 様（朝日金属工業 株式会社）
大津 光弘 様（オビサン 株式会社）	我妻 弘一 様（我妻建設工業 株式会社）
小林 信彦 様（株式会社 さのや）	健康保険委員 様（大泉建設 株式会社）
柴田 智美 様（酒田商工会議所）	健康保険委員 様（莊内土木 株式会社）
進藤 真麻 様（山形県土地改良事業団体連合会）	

令和 8 年度山形支部保険者機能強化予算（案）

● 支部保険者機能強化予算について

【支部保険者機能強化予算とは】

- 支部の創意工夫を可能な限り活かしながら、協会の将来的な医療費の節減につなげていくことを目的として設けられている。

【令和8年度支部保険者機能強化予算額】

支部医療費適正化等予算

- 支部の「医療費適正化対策」及び「広報・意見発信」に対し措置する予算。支部ごとに要求できる予算の上限が設けられ、加入者数を踏まえて設定される。

予算枠 … 11,026千円（令和7年度比±0円）

要求額 … **10,192千円（令和7年度比▲566千円）**

支部保健事業予算

- 保健事業における重点的な取組等に対し措置する予算。支部ごとに要求できる予算の上限が設けられ、特定健診の対象となる40歳以上の加入者数を踏まえて設定される。

予算枠 … 41,384千円（令和7年度比±0円）

要求額 … **38,295千円（令和7年度比4,118千円）**

1. 支部医療費適正化等予算

事業名	目的	用途	令和8年度	令和7年度	増減 (千円)	備考
			予算額 (千円)	予算額 (千円)		
ジェネリック医薬品情報提供ツール等の送付にかかる出力(印刷)・封入封緘・発送業務委託	ジェネリック医薬品使用促進	医療機関・調剤薬局が自院のジェネリック医薬品の使用状況を把握し、促進につなげることを目的に、ジェネリック医薬品情報提供ツールの提供を行う。	745	-	745	【新規】
小児に対する医療費適正化に向けた取組	小児層の適正受診、ジェネリック医薬品使用割合の更なる向上	自治体と共同で「子ども医療制度」の周知及びジェネリック医薬品についてのチラシを作成し、配布を依頼する	1,210	1,145	65	【継続】
小規模事業所に対する健康保険委員の委嘱勧奨	健康保険委員委嘱拡大	健康保険委員の委嘱割合の低い、小規模事業所(1~2人)に対して、文書による登録勧奨を実施	562	279	283	【継続】 令和7年度は被保険者数3~4人の事業所対象に実施
バイオシミラーの使用促進に向けた関係者向けセミナー	バイオシミラーの使用割合向上	医療関係者を対象とした、直近の動向や好事例の紹介に関するセミナーを実施	-	599	▲599	【廃止】
医療費適正化対策経費 合計			2,516	2,022	494	

1. 支部医療費適正化等予算

事業名	目的	用途	令和8年度	令和7年度	増減 (千円)	備考
			予算額 (千円)	予算額 (千円)		
納入告知書同封チラシ「協会けんぽ山形支部からのお知らせ」	協会けんぽの事業周知	加入事業所に対し、協会けんぽ山形支部の事業等についてタイムリーに周知するため、納入告知書にチラシを同封して送付する。	1,247	2,255	▲1,008	【継続】
事業周知ポスター	保険者協議会との共同事業の周知	保険者協議会における広報共同キャンペーンにおいて決定するテーマに応じて、周知用ポスターを作成し対象事業所に送付する。	248	220	28	【継続】
ガイドブック作成	健康保険委員の特典、協会けんぽの業務及びサービス内容の周知	本部作成のガイドブックを作成し健康保険委員を中心に配付することで協会けんぽの業務内容やサービス内容を周知し、認知度を高める。	990	887	103	【継続】
山形支部公式LINE制作業務委託	協会けんぽの事業周知、加入者サービスの向上	山形支部公式LINEの制作	2,277	-	2,277	【新規】
メディアを活用した事業周知に関する広報	インセンティブ、健康経営等の周知、協会けんぽ事業に対する理解促進	地元新聞紙などの地元メディアを活用して、健康保険料率やインセンティブ制度、健康経営等に関する広報を実施し、協会けんぽの知名度の向上、及び協会けんぽの実施事業内容や健康増進について加入者理解率の向上を図るとともに、加入者の行動変容を促す。	2,915	5,379	▲2,464	【継続】
広報・意見発信経費 合計			7,676	8,740	▲1,064	
支部医療費適正化等予算 合計			10,192	10,758	▲566	

2. 支部保健事業予算

事業名	目的	用途	令和8年度	令和7年度	増減 (千円)	備考
			予算額 (千円)	予算額 (千円)		
外部委託機関を活用した生活習慣病予防健診受診勧奨・事業者健診結果データ提供勧奨	健診受診率向上 事業者健診結果データ取得率向上	被保険者健診受診率が低い事業所に対し、事業者健診結果データ提供勧奨文書発送・電話による勧奨（生活習慣病予防健診の切り替え勧奨含む）を実施する。また、電話勧奨の結果、生活習慣病予防健診を受診できない事業所については、提供依頼書・健診結果票（紙）の提供依頼や、問診票の記載依頼等の事業所との折衝業務、健診結果データ化までを一貫して行う。	4,028	2,403	1,625	【継続】
支部主催集団健診「秋冬健診」の実施	被扶養者 健診受診率の向上	特定健診未受診者に対し、9月から2月にかけて健診機関施設内において日程を限定した協会主催の集団健診を実施する。眼底検査・骨粗鬆症検診のオプションを組み合わせた集団健診に呼び込み、特定健診・当日特定保健指導を実施する。また、自治体と連携のうえ、実施可能機関においてはがん検診も同時に実施する。	3,311	2,541	770	【継続】
商業施設等を活用した集団健診（当日特定保健指導付特定健診）の実施	被扶養者 健診受診率及び特定保健指導実施率の向上	被扶養者の特定健診受診率・特定保健指導実施率が伸び悩んでいる現状を打破するため、商業施設等を活用し、特定健診未受診者対しがん検診以外のオプションを組み合わせた集団健診に呼び込み、特定健診・当日特定保健指導を実施する。	1,769	3,036	▲1,267	【継続】
健診年次案内関係の印刷業務	被保険者・被扶養者 健診受診率向上	生活習慣病予防健診等の案内（事業主、任意継続被保険者向け）、受診券等の案内（被扶養者向け）、その他の、年次案内及び年間通じて使用するパンフレット等の作成を業者に委託する。	1,106	1,640	▲534	【継続】
自治体と連携した特定健康診査受診勧奨ガイドブックの作成	被扶養者 健診受診率の向上	自治体が作成・配布する「健診ガイドブック」に協会けんぽの生活習慣病予防健診及び特定健診に関する記事を提供し、受診率の向上を図る。	88	120	▲29	【継続】

2. 支部保健事業予算

事業名	目的	用途	令和8年度	令和7年度	増減 (千円)	備考
			予算額 (千円)	予算額 (千円)		
生活習慣病予防健診未受診者への受診勧奨	被保険者 健診受診率向上	事業所規模で被保険者数10人未満の健診受診率が低いことから、健診対象者3名以下の事業所の未受診者を対象として個別案内を送付する。7~8月頃に8年度の健診案内を実施し、年度末には9年度向けの健診案内を送付することで、生活習慣病予防健診受診率向上を図る。	1,268	476	792	【継続】
その他の健診経費	-	健診実施機関実地指導旅費、委任状取得費（健診機関）、データ作成等経費（健診機関・事業主）	378	523	▲145	
健診機関による事業者健診データの取得勧奨			-	55	▲55	【廃止】
健診経費 合計			11,947	10,793	1,154	

2. 支部保健事業予算

事業名	目的	用途	令和8年度	令和7年度	増減 (千円)	備考
			予算額 (千円)	予算額 (千円)		
検診車における特定保健指導遠隔面談分割実施	被保険者 特定保健指導実施率の向上	当支部の特色として健診実施件数の多い主要健診機関においては検診車による健診比率が高く、かつマンパワー不足等により特定保健指導の実施率が低い傾向にある。そのため、初回面談（分割実施）を遠隔面談業者に実施させ、遠隔面談を実施する際に発生する対象者抽出等の作業を健診機関に委託費として支払うことで、健診機関のマンパワー不足を補い特定保健指導の実施率向上につなげる。	935	935	0	【継続】
被保険者に対する特定保健指導の遠隔面談分割実施（施設内）	被保険者 特定保健指導実施率の向上	マンパワー不足等により特定保健指導の契約が難しい健診機関もある。利便性がよく対象者の健康意識が高まっている健診当日が効果的であると考えられるため、初回面談（分割実施）を遠隔面談業者に実施させ、遠隔面談を実施する際に発生する対象者抽出等の作業を健診機関に委託費として支払うことで、健診当日の指導を可能とし特定保健指導の実施率向上につなげる。	344	810	▲466	【継続】
その他の保健指導経費	-	医師謝金、保健指導用データ等送料等	777	3,492	▲2,715	
被保険者特定保健指導の推進	被保険者 特定保健指導実施率の向上	健診当日に実施する特定保健指導を拡大するため、事業所に対し周知広報を実施する	-	176	▲176	【廃止】
保健指導経費 合計			2,056	5,414	▲3,358	
未治療者に対する受診勧奨業務委託事業	生活習慣病の重症化を予防する	二次勧奨（本部が実施する一次勧奨の後に実施する勧奨）	1,956	4,268	▲2,312	【継続】
重症化予防事業経費 合計			1,956	4,268	▲2,312	

2. 支部保健事業予算

事業名	目的	用途	令和8年度	令和7年度	増減 (千円)	備考
			予算額 (千円)	予算額 (千円)		
やまがた健康企業宣言に対する健康経営促進に向けた取組み（広報）	「やまがた健康企業宣言」事業の普及促進（健康経営への取組み促進）	やまがた健康企業宣言登録済事業所の健康経営の普及促進を図り、加入者の健康保持増進及び医療費の増大を抑制する。 また、山形県独自の健康経営認定制度を創設する予定であることから、新聞広告にて制度周知を行い、健康経営を促進する。	6,265	3,231	3,034	【継続】
やまがた健康企業宣言新規登録勧奨事業	「やまがた健康企業宣言」登録済事業所数の増加	やまがた健康企業宣言事業所数を拡大させ、健康経営の取組みを広く普及させる。	3,340	-	3,340	【新規】
やまがた健康企業宣言に対する健康経営促進に向けた取組み（セミナー）	「やまがた健康企業宣言」事業の普及促進（健康経営への取組み促進）	やまがた健康企業宣言登録済事業所の健康経営の普及促進を図り、加入者の健康保持増進及び医療費の増大を抑制する。	10,140	7,900	2,240	【継続】
事業所カルテの作成	事業所への健康度の提供による健康経営への取組み促進	やまがた健康企業宣言登録事業所に年1回送付する事業所カルテの作成を委託する	1,045	990	55	【継続】
コラボヘルス事業経費 合計			20,789	12,121	8,668	

2. 支部保健事業予算

事業名	目的	用途	令和8年度	令和7年度	増減 (千円)	備考
			予算額 (千円)	予算額 (千円)		
循環器リスクに着目した事業所における集団指導の実施	事業所全体に集団指導を実施することで血圧リスク及び循環器系疾患への理解を深める。	「動脈硬化度測定器」を活用して、事業所の被保険者全員に対して集団指導を実施し健康意識の向上を図る。	1,056	526	530	【継続】
こども健康教室の実施	小児世代の健康意識の定着	山形県は肥満児出現率が全国比で高く、小学校からの健康教育が必要となっている。このため、PTAや教育委員会を通じて小学校に介入し、小学校高学年を対象とした健康教室を実施する。	231	935	▲704	【継続】
やまがた健康フェアでの啓発活動の実施	県民・加入者の健康に対する関心の向上	県が開催するやまがた健康フェアにブース出展をし、健康情報の発信や健康度の測定を実施し、県民の健康に関する意識の向上を促す。	60	120	▲60	【継続】
保健指導実施計画アドバイザー経費	-	-	200	-	200	【新規】
その他の経費 合計			1,547	1,581	▲34	
支部保健事業経費 合計			38,295	34,177	4,118	

別枠	事業名	目的	予算 (千円)	事業名	目的	予算 (千円)
	健診推進経費	生活習慣病予防健診（閑散期の強化）	5,463	保健指導推進経費	「前年度実績超過分」を報奨金の対象とする実施機関	671
特定健診（集団健診の強化）		891	「特定保健指導終了件数」を報奨金の対象とする実施機関	1,829		
オプション経費		集団健診における眼底検査・骨粗鬆症検診				4,993